広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金（以下「補助金という。」）の交付の措置を講ずることにより、中山間地域（離島も含む。以下同じ。）の中小企業における人材確保と、地域活動の担い手の確保に寄与することを目的とする。

２　補助金の交付については、広島市補助金等交付規則（昭和３６年広島市規則第５８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

⑴　補助対象地域　広島市内（以下「市内」という。）における、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条の規定に基づき指定された振興山村地域、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条の規定に基づき指定された離島振興対策地域又は農林水産省の農業地域類型において中山間農業地域に設定されている地域のいずれかに該当する地域をいう。

⑵　補助対象事業所　物の生産又はサービスの提供の事業の用に供する施設で次のいずれにも該当しないものをいう。

ア　農林漁業に係る施設

イ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に定める児童福祉施設

ウ　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条及び第８条の２に定める事業を行う施設

エ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）

第５条に定める事業を行う施設

オ　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に定める病院、同条第２項に定める診療所及び第２条第１項に定める助産所

カ　私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第２条第１項に定める学校並びに同条第２項に定める専修学校及び各種学校

⑶　中小企業者　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　資本の額又は出資の総額が３億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については５，０００万円、卸売業を主たる事業とする者については１億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が３００人（小売業を主たる事業とする者については５０人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については１００人）以下の会社及び個人

イ　資本の額又は出資の総額がその業種ごとに中小企業等経営強化法施行令（平成１１年政令第２０１号）第１条第１項で定める金額以下の会社又は常時使用する従業員の数がその業種ごとに同令で定める数以下の会社及び個人

　⑷　特定非営利活動法人　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項で定める団体であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア　法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第５条第１項各号に定める事業を行っており、法人税に係る確定申告を行っていること。

イ　特定非営利活動促進法第２条第３項に定める認定特定非営利活動法人でないこと。

ウ　常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

⑸　特定非営利活動法人　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項第１号及び第２号で定める団体であって、次のいずれにも該当するものをいう。

⑹　組合　中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２条第１項第６号で定める企業組合、第７号で定める協業組合並びに第８号で定める組合及びその連合会であるものをいう。

⑺　従業員　中小企業者、特定非営利活動法人又は組合が自ら雇用する者をいう。

（補助対象者)

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象地域に補助対象事業所を有する中小企業者、特定非営利活動法人又は組合であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　⑴　労働関連法令を遵守している者

　⑵　地域活動を行いやすい職場づくり及び働きやすい職場づくりに計画的に取り組む者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者に該当しないものとする。

⑴　市税を滞納している者

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

⑶　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者

⑷　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

⑸　補助金の交付を受けようとする事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行っている者

⑹　その他市長が適当でないと認める者

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、前条に規定する補助対象者が、人材確保を目的に行う次の各号に掲げる事業とし、補助内容、個別要件等については、別表のとおりとする。

　⑴　職場環境改善費補助

　⑵　人材確保促進補助

　⑶　企業ＰＲ力向上経費補助

（補助対象経費、算定方法及び限度額等）

第５条　前条の各号に定める事業について、補助対象経費及び算定方法及び限度額等は、以下に掲げるもののほか、対象事業ごとに別表に定めるものとる。

　⑴　消費税及び地方消費税は、対象外とする。

　⑵　補助金により財産を取得する場合は、所有権及び著作権が補助対象者に帰属しないものは対象外とする。

　⑶　補助金額（補助率が複数存在する場合は補助率ごとに算定した補助金額）に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付）

第６条　市長は予算の範囲内において、補助対象者に補助金を交付する。

（交付申請)

第７条　この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第４条に定める事業ごとに、次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。

　⑴　広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金交付申請書（第１号様式）

　⑵　労働関係法令の遵守に関する確認書（第２号様式）

　⑶　職場づくりに関する計画書（第３号様式）

　⑷　法人の履歴事項全部証明書又は組合の定款（法人又は組合の場合に限る。）

　⑸　直近の確定申告書、事業の実施に係る認可許可証又は個人事業の開業・廃業等届出書（個人又は特定非営利活動法人の場合に限る。）

　⑹　役員等氏名一覧表（第４号様式）

　⑺　非補助対象者ではない旨の誓約書（第５号様式）

　⑻　補助対象地域に存する事業所の所在地が確認できる書類

　⑼　市税の滞納がないことを証明する書類

　⑽　対象事業ごとに別表で定める申請書類

　⑾　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等)

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金交付決定通知書（第６号様式）により、不交付を決定した場合は広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金不交付決定通知書（第７号様式）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、交付決定に次の条件を付すものとする。

　⑴　従業員にとって地域活動を行いやすく、働きやすい職場づくりに努めること。

　⑵　広島市補助金等交付規則（昭和３６年広島市規則第５８号）第１８条第１項各号のいずれかに該当すると市長が認めたときは、補助金の全部又は一部を返還すること。

　⑶　広島市が実施する立入検査に協力すること。

　⑷　広島市補助金等交付規則（昭和３６年広島市規則第５８号）及び広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

　⑸　その他市長が必要と認める条件

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　⑴　補助事業者が第３条に規定する補助対象者でなくなったとき。

　⑵　対象事業ごとに別表で定める個別要件を満たすことができないとき。

　⑶　市長が前条第３項に基づき付した条件に違反したとき。

　⑷　虚偽の申請その他不正手段により、補助金の交付決定を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金交付決定取消通知書（第８号様式）により、申請者に通知するものとする。

３　第１項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

４　市長は、第１項の規定により交付決定を取り消したときで、既に交付済みの補助金がある場合は、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

（変更等の承認等）

第１０条　第４条第１号又は第３号の事業に係る交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業変更等承認申請書（第９号様式）に対象事業ごとに別表で定める変更申請書類を添えて市長に提出しなければならない。

　⑴　補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするとき。

　⑵　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　市長は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業変更の承認又は不承認を決定するものとする。

３　市長は承認を行うに当たり、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は条件を付し、その交付決定の内容を変更することができる。

４　市長は、第２項の規定により事業変更の承認を決定した場合は広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業変更等承認通知書（第１０号様式）により、不承認を決定した場合は広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業変更等不承認通知書（第１１号様式）により申請者に通知するものとする。

５　第４条第２号の事業に係る交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業事情変更報告書（第１２号様式）に別表で定める変更報告書類を添えて市長に提出しなければならない。

　⑴　交付決定の日から６ヶ月以内に補助対象とする従業員を解雇等交付対象者の都合で離職させた場　合（補助対象とする従業員の責めに帰す理由による解雇、天災その他やむをえない理由により事業　の継続が不可能となったことによる解雇を除く。）

　⑵　交付決定の日から６ヶ月以内に補助対象とする従業員が離職した場合

６　市長は前項の規定による報告があったときは、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとし、広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業事情変更による補助金交付決定取消等通知書（第１３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第１１条　第４条第１号又は第３号の事業に係る交付対象者は、事業完了の日から４０日以内又は３月３１日のいずれか早い日までに、広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業実績報告書（第１４号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　⑴　職場づくりに関する実施報告書（第１５号様式）

　⑵　対象事業ごとに別表で定める事業実施報告書類

　⑶　その他市長が必要と認める書類

２　第４条第２号の事業に係る交付対象者は、交付決定の日から６ヶ月が経過した日から４０日以内又は３月３１日のいずれか早い日までに職場づくりに関する実施報告書（第１５号様式）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

３　市長が必要と認めた場合、成果物の提出又は提示を求めるものとする。

（補助金の額の確定等）

第１２条　市長は、前条第１項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金交付額確定通知書（第１６号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

２　市長は、前条第１項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置を採るべきことを当該交付対象者に命じ、又は当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

（補助金の請求）

第１３条　前条第１項の通知書を受けた交付対象者は、速やかに広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金交付請求書（第１７号様式）に補助金の振込先が確認できる書類の写しを添えて、市長に補助金の支払いを請求するものとする。

（補助金の支払）

第１４条　市長は、第４条第１号又は第３号の事業にあっては前条の請求があったときに、第４条第２号の事業にあっては第８条の交付の決定をしたときに、交付対象者に補助金を交付するものとする。

（委任)

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　この要綱の制定に伴い、広島市中山間地における中小企業の人材確保支援事業補助金交付要綱（平成３０年４月１日）は、廃止する。

附　則（令和３年３月５日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２２日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月１４日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月１８日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。